

広島県告示第四百四十四号

平成十六年広島県告示第九百七十七号（広島県港湾施設管理条例の規定による制限区域の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表中

江波地区	三菱重工(株)岸壁	岸壁から沖合五五メートルまでの範囲内の別図に示す水域
------	-----------	----------------------------

を

江波地区	三菱重工(株)岸壁	岸壁から沖合五五メートルまでの範囲内の別図に示す水域
五日市地区	五日市マイナス・メートル岸壁・マイナス・二メートル岸壁	岸壁から沖合五〇メートルまでの範囲内の別図に示す水域

に改める。